

日本経済新聞

2018年2月12日 (月)

検索欄、記事、株価

トップ 経済・政治 ビジネス マーケット テクノロジー 国際・アジア スポーツ 社会 地域 オピニオン 文化 マネー ライフ

朝刊・夕刊 日経会社情報 人事ウォッチ Myニュース

改正相続法、来年にも施行 遺留分請求、争い回避重視 家共有にせず現金解決

2018/2/10付 [有料会員限定]

保存 共有 印刷 CO ME 他

民法の相続に関する規定（相続法）が約40年ぶりに大きく変わる。遺族に保障される最低限の取り分（遺留分）の制度を大幅に見直すほか、葬儀費など必要な資金を故人の預金から引き出しやすくする。自筆証書遺言を保管する制度を設けるなど他にも注目点が多い。相続で争わないための心得と併せてまとめた。

相続法の改正案は法制審議会（法相の諮問機関）で3年間審議されてきた。3月上旬に通常国会に提出され、成立すれば2019年中に施行される見通しだ。

法曹関係者が特に注目するのが「遺留分」の見直しだ。相続法によると、遺言がある場合、それに基づいて遺産を分けるのが基本。ただし法定相続人には最低限の権利が保障されており、これを遺留分という。

遺留分の割合は相続人の構成によるが、多くの場合、法定相続分の半分。故人の配偶者の場合、法定相続分は全財産の2分の1なので、遺留分は「4分の1」ということになる。

ところが、この遺留分を考慮していない遺言があり、しばしば遺族間で争いの火種となる。Aのケースで考えてみよう。残された遺言には、全財産8000万円のうち、5000万円相当の自宅を妻に、2500万円の預金は長男に、500万円の預金を次男に分けると書かれていた。

ここで問題となるのが次男の取り分だ。次男は本来、遺留分として8分の1、この例で1000万円を受け取れるはず。だが、遺言上の配分額は500万円も少ない。不足分を渡せと次男が要求し、母や長男が拒めば争いは不可避だ。

故人預金扱い変更

遺留分を巡る争いは数年に及ぶことも珍しくないという。その一因として「遺留分の現行制度にも大きな問題がある」と相続に詳しい北野俊光弁護士（元広島家裁所長）は指摘する。

権利を侵された人が遺留分を取り戻す請求（遺留分減殺請求）を相手方に申し立てると、すべての財産が相続人による共有状態になってしまうからだ。

Aの例では預金ばかりか自宅の土地・建物まで共有となり、すぐには分けられなくなる。最悪の場合、共有状態の財産を分割するための訴訟（共有物分割訴訟）に至る。

一方、過去の事例によると、遺留分を請求する人のほとんどは不動産ではなく現預金での受け取りを望むという。Aのケースでも財産を多くもらった長男らが、その一部で弟に払えばよいのだから、最初からそれを目指すのが得策だ。

画像の拡大

Table with market data: 日経平均(円) 21,382.62 (-2.32%), NYダウ(ドル) 24,190.90 (+1.38%), 日経アジア300 1,390.81 (-2.45%), ドル(円) 108.84-85 (+0.05%), ユーロ(円) 133.30-34 (+0.12%), 長期金利(%) 0.070 (-0.005), NY原油(ドル) 59.05 (-3.43%)

日経平均について (銘柄一覧) Quick

日経からのお知らせ: 社会人採用、通年で募集「高度な専門記者」も

会員向け新着情報【日経コンシェルジュ】: 電子版にVRコンテンツが！詳しくはこちら

おすすめ情報: ワンランク上のスーツで見栄を張る (ゲート, Gooday, BizGate, レストラン, 転職, スキルアップ, ゲート, BizGate)

[PR] 一覧はこちら

好調が続く日米株式市場: 上昇局面における投資信託の見直しのポイントとは？ / 投資信託セレクションNISA特別版

米国税制改革の影響を聞く: 待ったなし！日本企業はどう対応すべきか 専門家の視点で詳しく分析 / EY Japan

話題の実践型ツール: 日本企業のコミュニケーションが、ビジネスコラボレーションツール「Slack」で変わる

法改正では遺留分に満たない分は現金（金銭債権）で受け取れることにする。遺留分侵害額請求権という。これで「共有物分割訴訟は起きなくなる」（上柳敏郎弁護士）。現金をすぐに用意できない場合、裁判所の判断で支払期限を延ばせる仕組みも設ける。

遺留分を現金で返すやり方は今でも裁判所が調停や和解の場で優先して提案している。法改正により権利が明確になれば解決策が円滑に進むと期待される。

それでも現実には自宅しか遺産がなく、どうしても現預金を用意できないこともある。そうした事態を避けるには早い時期から相続に備え、現預金を多めに用意する意識が求められる。

法改正でもうひとつ注目したいのが預貯金の換金に関する見直しだ（図B）。

今の制度では遺言が残っていない場合、遺産は法定相続人の共有となり、分けるには全員が話し合わなければならない。遺産分割協議という。預貯金も協議の対象だが、葬祭費などの支払いですぐに換金を要することもある。

そこで法改正して制度を整備する。ひとつが一部分割とよばれる仕組みだ。今でも相続人全員の合意があれば、金融機関は預金の一部引き出しに応じるが、これを改正法で明文化する。

さらに仮払い制度を新設する。条件を満たせば相続人の合意がなくても一定額の預金を引き出せる。金額は、相続人1人当たり「預金額の3分の1×法定相続分」までとなる。

協議がまとまらずに調停・審判に至った場合は裁判所が判断する。現在はよほど差し迫った事情がない限り認めていない換金を「必要があれば認める」として要件を大幅に緩める。

遺言の方式緩和

法改正では他にも重要なポイントがある（表C）。

まず自筆証書遺言について財産目録の一部を自筆で書かなくてもよくする。表計算ソフトを使えば、財産構成が変わったとき上書きして印刷すれば済む。

自筆証書遺言を法務局で保管する制度も新設する。申請時には法務局が、遺言の中身が法定の書式通りかチェックしてくれる。遺言の日付を「吉日」などと書く間違いを防げる。

保管制度を使えば、相続発生後の「検認」も不要になる。検認は裁判官の立ち会いの下で開封する手続き。これまで自筆証書遺言には必ず必要とされてきた。

このほか配偶者が自宅に終身住み続けられる居住権を新設。婚姻期間20年以上の夫婦間で自宅を贈与した場合、それを遺産分割の計算から除く。子の配偶者らが介護などで特別に貢献していた場合、その分を金銭で請求できるようにする。

法改正の趣旨を踏まえ、相続でもめないための心構えを改めて押さえておきたい（図D）。子どもらの遺留分をよく考慮して不公平にならない遺言を書くといったことが肝心となる。

（M & I 編集長 後藤直久）

使わないときは、貸す。

40代、50代の先達が語る「貸別荘」の神髄/セラヴィリゾート泉郷



アクセスランキング

一覧>

1. ITビッグ5 若い企業のむ
2. 就活生の不安あおる商法 契約取り消し可能に
3. イスラエル、イランと一触即発
4. 後発薬使用率、地域差大きく
5. イオン、定期宅配参入
6. 日本企業、博士採用増で生産性低下 日経センター分析
7. モスクワ郊外、71人乗り旅客機墜落
8. 経営再建の体制固め 物言う株主対策や原発事業で手腕期待
9. 金正恩氏の妹ら、訪韓日程終える
10. AIスピーカー、アマゾンよりグーグルを選ぶ4つの理由

2/12 7:00 更新

日経BP社

日経トレンディネット
帰宅したらLINEで通知 落とし物タグで子供を見守る

日経DUAL
矢沢心&魔婆斗 不妊治療を語ることは私たちの使命

日経ビジネス

働き方の未来
2017年の給与総額は「実質目減り」

遙なるコンシェルジュ「男の悩み 女の嘆き」

保存 共有 印刷



その他

< 電子版トップ